関市アーティストバンクを利用したコンサート等開催の流れ

学校、施設、病院、事業所、企業、自治会、子ども会などでコンサートを開催したい。

関市アーティストバンク登録者から招聘（招きたい）したいアーティストを選ぶ。

関市アーティストバンク事業実施申請（様式第7号、以下利用申込書）に必要事項を記入して、事務局（関市文化課）へ提出。

事務局は、利用申込書の内容を審査して、該当するアーティストに伝え、スケジュール・依頼内容について確認。

アーティスト側の事業実施の判断

（不承認）→ 関市アーティストバンク事業実施不承認決定通知書で事業実施者へ通知します。

（決定）

関市アーティストバンク事業実施承認決定通知書により事業実施者へ通知します。

※事業実施に関わる事項についてはアーティストと事業実施者が打ち合わせして進める。
※経費については、アーティストと事業実施者が協議して決定し事業実施者が負担する。
※事業を実施した場合に、市の責めに帰さない事由によりアーティスト、事業実施者又は第三者に生じた損害等について、市は一切の責任を負いません。

事業実施の内容を変更又は中止しようとするときは、関市アーティストバンク事業実施申請変更等承認申請書（様式第9号）に承認決定通知書の写しを添付して事務局へ提出する。

関市アーティストバンク事業実施申請変更等承認決定通知書により事業実施者へ通知

事業を中止

不承認

変更内容の見直し

関市アーティストバンク事業実施申請変更等不承認決定通知書で事業実施者へ通知します。

事業実施
（コンサート等の開催）

事業終了後、事業実施者は1月以内に関市アーティストバンク事業実施報告書（様式第11号）及びチラシ、プログラム、写真等関係書類を事務局へ提出する。